

第5次 きみのいきいき行動計画 (紀美野町地域福祉計画)

〈成年後見制度利用促進基本計画〉



KIMINO

令和6年3月
和歌山県紀美野町

目 次

第1章 計画策定の趣旨及び策定方針	1
1. 計画策定の目的・位置づけ	1
2. 計画の期間	4
第2章 地域福祉の現状	5
1. 紀美野町の現状	5
第3章 計画の基本的な考え方	14
1. 紀美野町が目指す地域福祉像	14
2. 計画の基本理念	14
3. 基本目標	15
第4章 施策の展開	16
基本目標1 結びつき・支え合いの地域づくり	17
基本目標2 安全・安心の仕組みづくり	21
基本目標3 自立を支えるまちづくり	26
第5章 計画の推進	30
1. 協働による計画の推進	30
2. 関係機関における計画推進体制の充実	31
第6章 紀美野町成年後見制度利用促進基本計画（第1期）	32
1. 計画策定の目的・位置づけ	32
2. 成年後見制度利用に関する現状と課題	32
3. 施策・事業	34

第1章 計画策定の趣旨及び策定方針

1. 計画策定の目的・位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

現在、人口減少・少子高齢化に伴って福祉サービスの必要性が高まっています。一方、支援を要する人への家庭・家族の力は、世帯人数の減少や共働きによって低下が進んでいます。

また、暮らしの基盤である地域社会も、コミュニティ意識の変化、高齢化や新型コロナウイルス感染症によって、住民同士のつながりの希薄化や担い手不足が進み、支え合う力の弱体化が危惧されるようになっていきます。

さらに近年は、こうした変化を背景に、子どもや高齢者等への虐待、孤独・孤立、ひきこもりなどの課題が顕在化し、景気の低迷を背景とする生活困窮の問題などと併せて、複合的な社会課題として認識されるようになっていきます。

これらにより、「まちづくりの課題」や住民の「福祉に対するニーズ」も複雑化・多様化する傾向にあり、新たな地域課題を見据えつつ、将来に向けて誰もが笑顔で暮らせる地域社会を構築するためには、福祉等の制度によるサービスの充実とともに、弱体化しつつあるコミュニティ機能を再生し、住民相互の支え合い活動を活発に展開する必要があります。

本町においては、制度によるサービスと住民相互の支え合い活動の両面を捉えた、地域福祉の一層の推進が求められています。

「福祉」という言葉は、「ウェルフェア＝幸福」を意味しており、誰もが笑顔で幸福に暮らせるようになるには、必要な支援を提供するとともに、地域社会が持つ地域の力を育むことが求められます。地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政などが「連携・協働」しながら、地域における人と人とのつながりを大切にすることが、地域福祉の根幹です。

そこで、本町では、今日の地域の現状と課題を改めて整理し、住民ニーズに対応する地域福祉を推進するため、現行の計画を改定し、「第5次きみのいきいき行動計画（紀美野町地域福祉計画）」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

1) 計画の目的

本計画は、地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政などの地域福祉に関わる全ての人々が一体となり、ともに支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進めるための計画です。

本町においても、住民相互の支え合いが求められるとともに、支援の必要な方を地域で支えるという課題に対し、各分野が連携し、総合的かつ横断的な施策展開を図ることを目的とします。

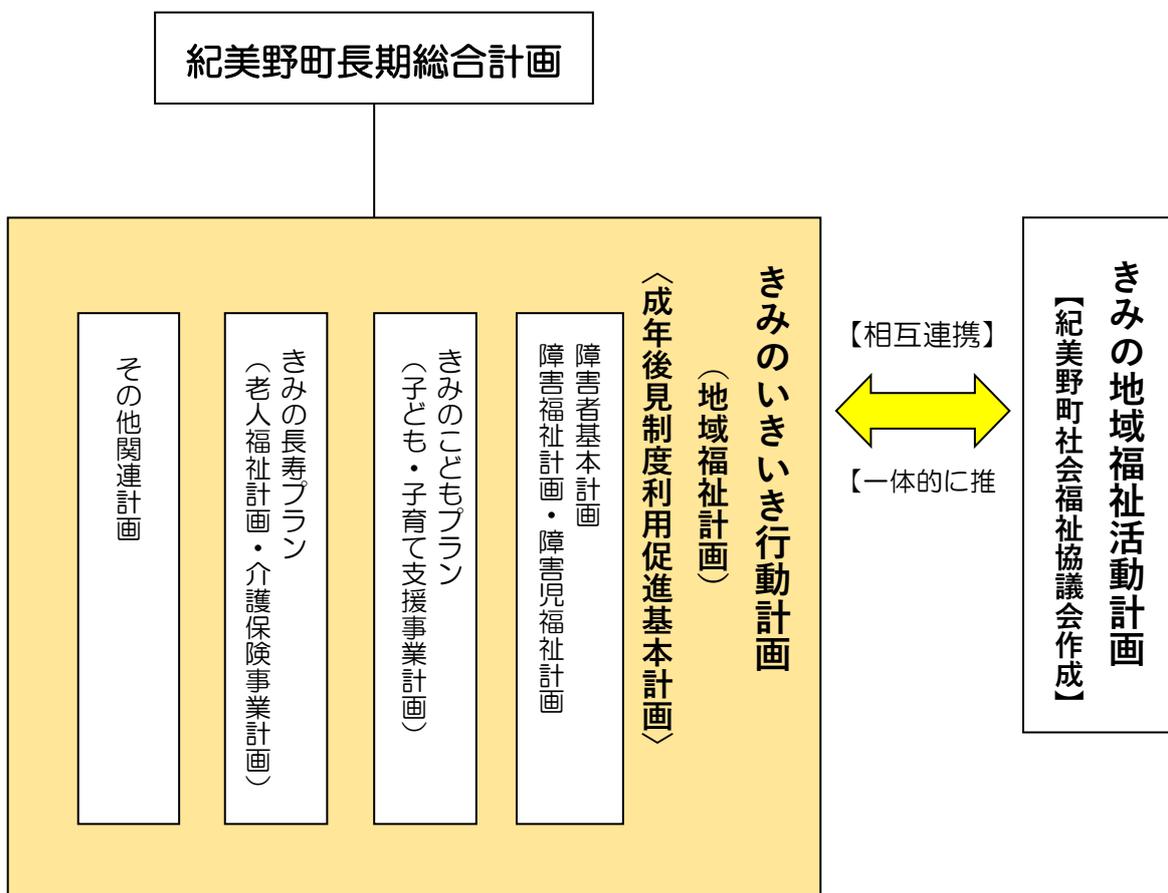
2) 他の計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

また、紀美野町長期総合計画を最上位計画とし、これまで実行されてきた福祉分野の個別計画（きみの長寿プラン、きみのこどもプラン、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等）を横断的につなげる上位計画となっており、福祉以外の様々な分野についても、関連事項を盛り込んだ計画となっています。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本町に暮らす、すべての住民を対象とし、地域における福祉を推進するための基本計画となります。

また、紀美野町社会福祉協議会が策定する「第2次きみの地域福祉活動計画」とも一体的に推進を図ることで、重層的な地域福祉の推進を図ります。



【参考】社会福祉法抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

【参考】社会福祉法抜

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。ただし、この期間中においても、上位法規の改正や、本町における施策の変更など、必要が生じればそれに応じて計画の見直しを行うこととします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第4次きみのいきいき行動計画			第5次きみのいきいき行動計画					
きみの地域福祉活動計画			第2次きみの地域福祉活動計画					

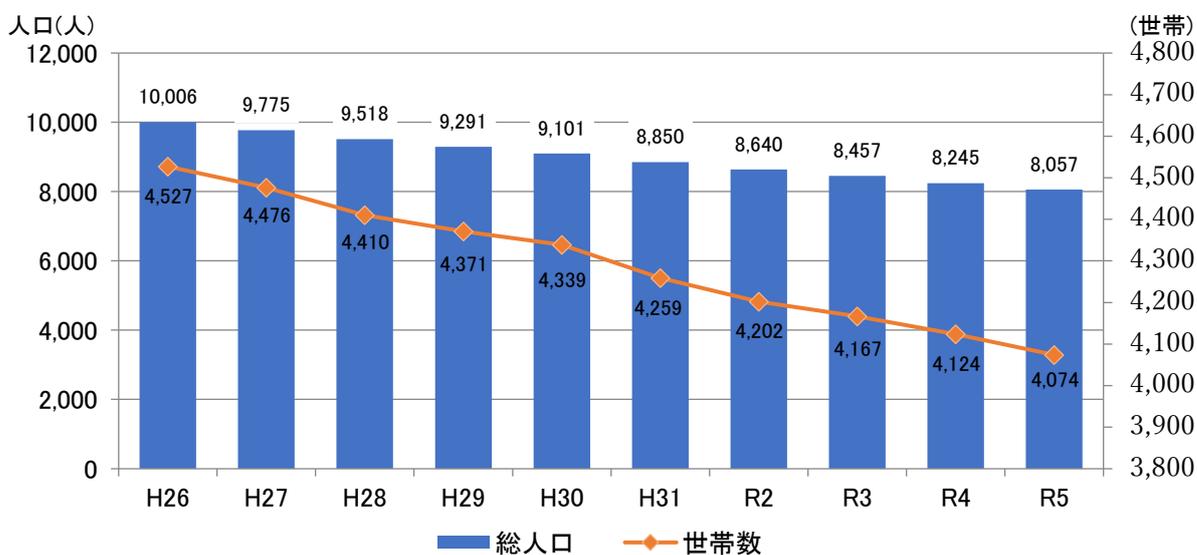
第2章 地域福祉の現状

1. 紀美野町の現状

(1) 人口・世帯の状況

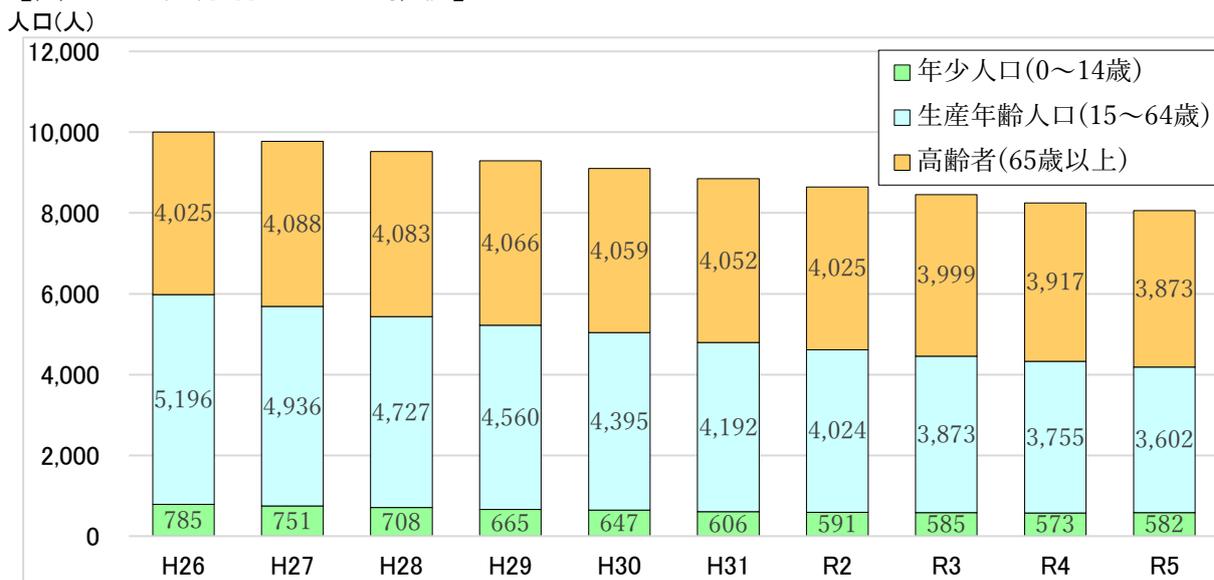
平成26年に10,006人だった総人口が、令和5年には8,057人となり、直近10年間で約2,000人減少しています。また、3区分別人口は、65歳以上の高齢者の割合が最も多く、少子高齢化が進んでいることがわかります。

【図1 人口と世帯の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【図2 3区分別の人口の推移】



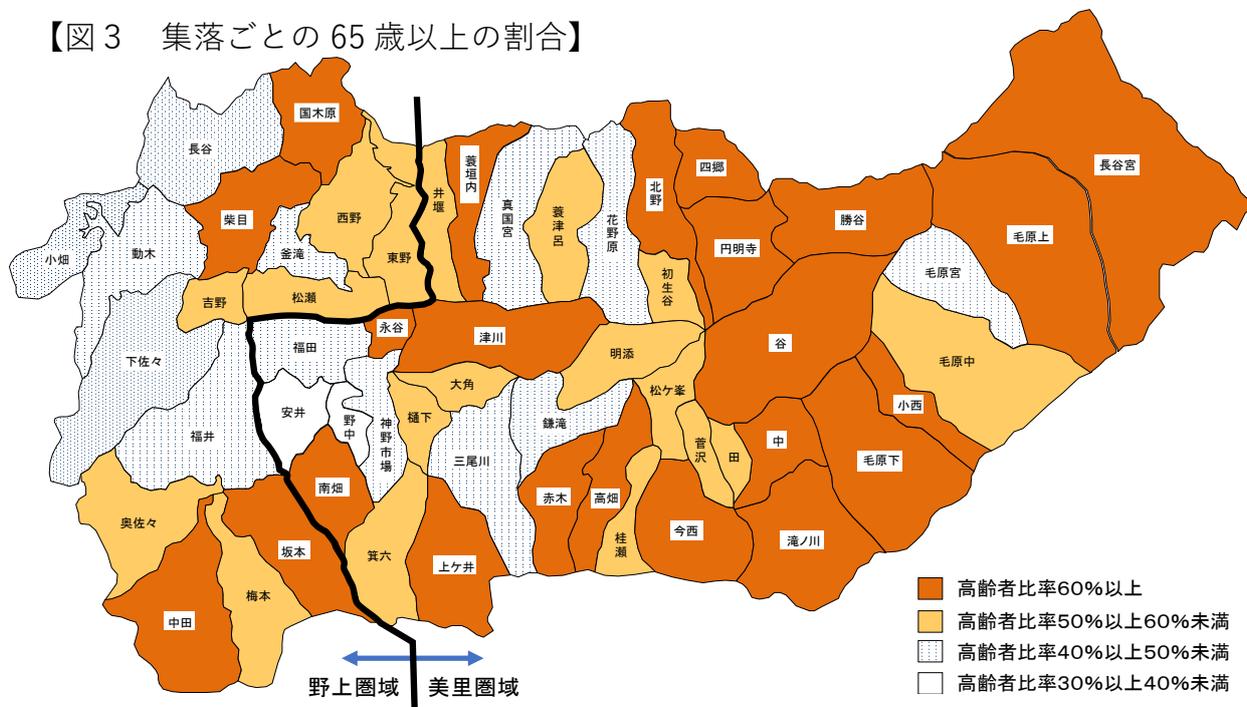
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 支援が必要な人の状況

1) 高齢者の状況

高齢化率が50%を超えるいわゆる限界集落は、野上圏域では21地区のうち10地区、美里圏域では43地区のうち31地区が該当します。

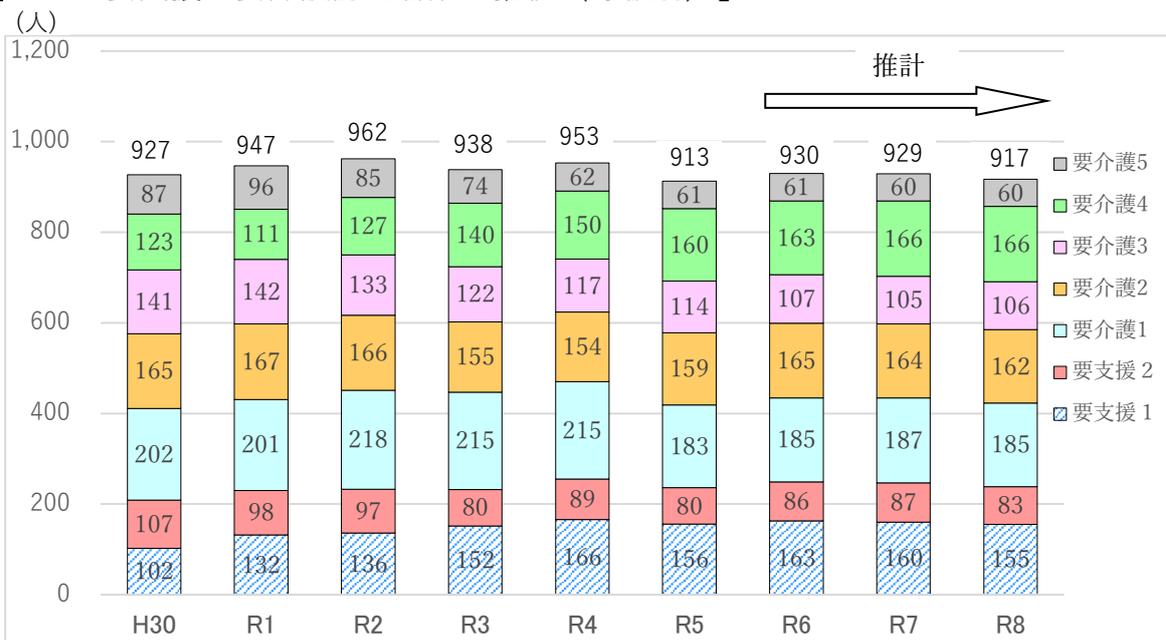
【図3 集落ごとの65歳以上の割合】



資料：保健福祉課調べ（令和5年9月30日現在）

要介護・要支援認定者数は、これまで微増または横ばい状態でしたが、令和2年をピークに徐々に減少傾向にあります。

【図4 要支援・要介護認定者数の推移（等級別）】

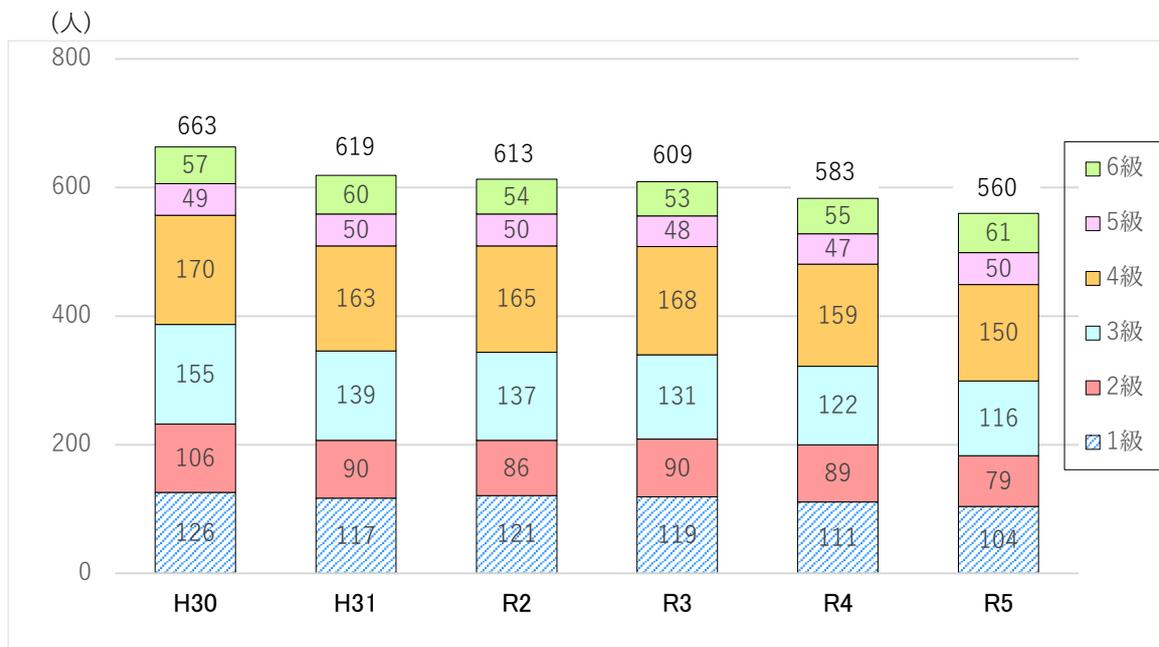


資料：保健福祉課調べ（各年9月30日現在）

2) 障害児者の状況

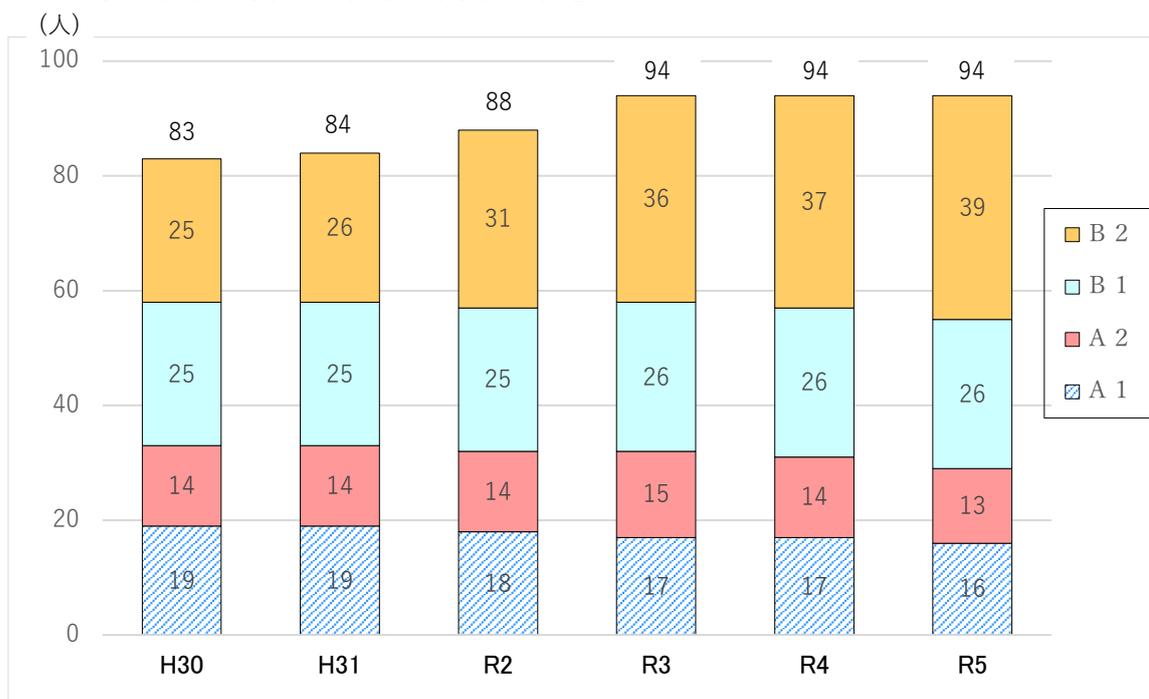
身体障害者手帳を有する人（身体障害者）は減少していますが、療育手帳を有する人（知的障害者）及び精神障害者保健福祉手帳を有する人（精神障害者）は増加しています。

【図5 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）】



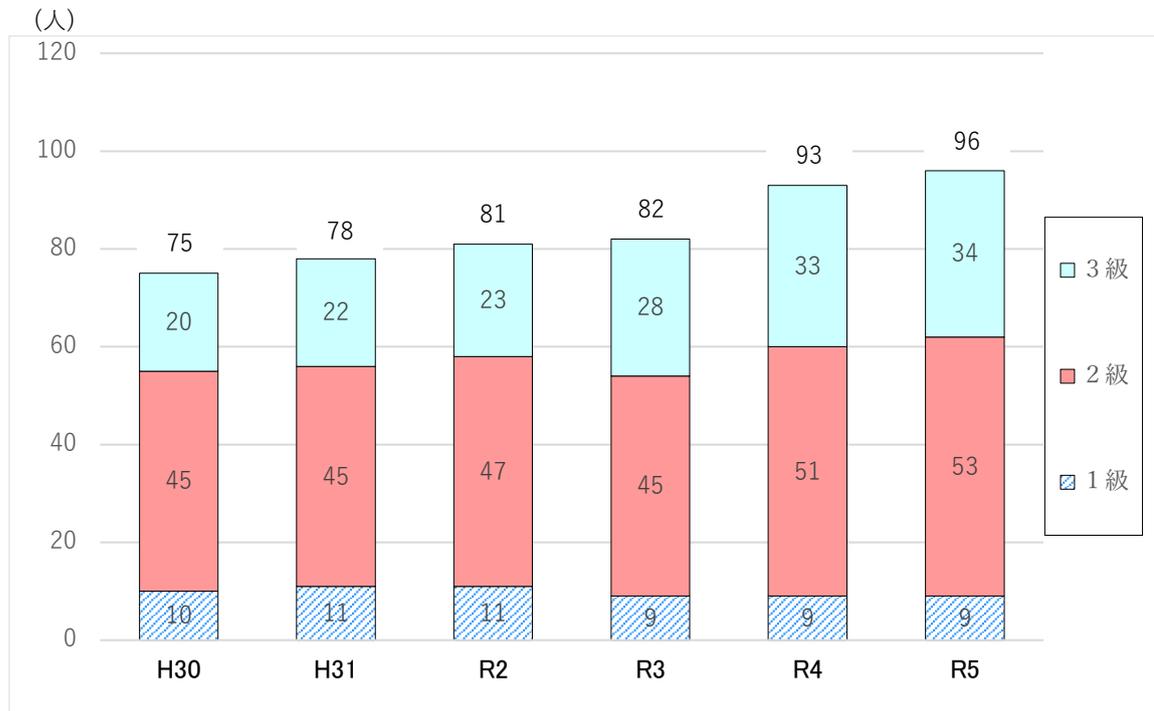
資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

【図6 療育手帳所持者の推移（等級別）】



資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

【図7 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）】

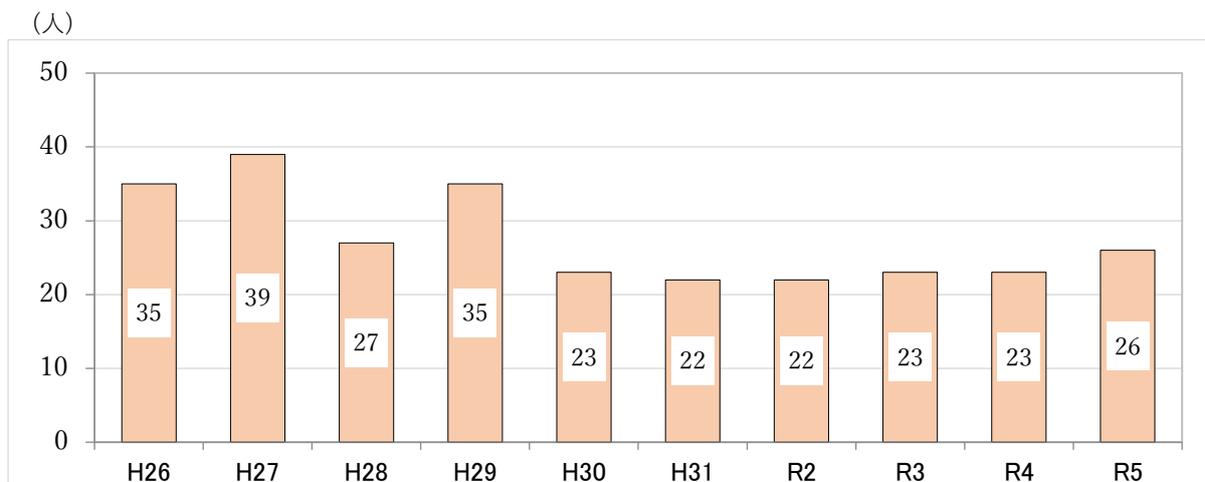


資料：海南保健所事業概要より（各年3月31日現在）

3) こどもの状況

本町における出生数は、年ごとに増減はありますが、減少傾向にあります。

【図8 出生数の推移】

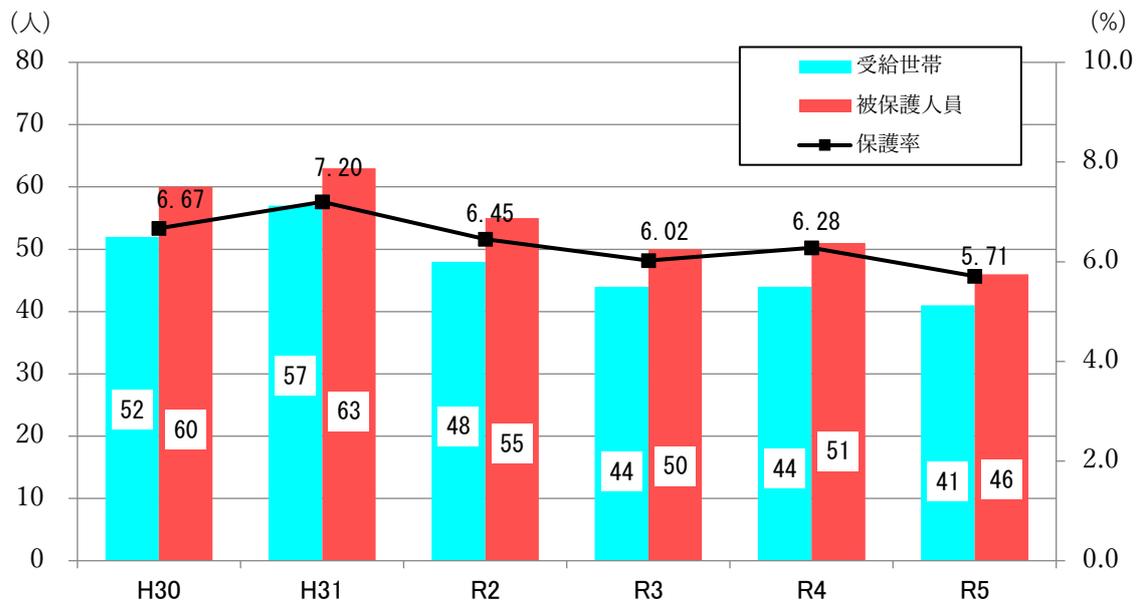


資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

4) 生活保護世帯

本町の生活保護の状況は、受給世帯・被保護人員ともに減少しており、令和5年3月分では、41世帯、46人となっています。

【図9 生活保護世帯・被保護者人員の推移】



資料：海南保健所事業概要より（各年3月分）

(3) 地域の社会資源

【令和5年10月1日時点】

1) 保健・医療・福祉等に携わる人的資源

区 分	人数・組織数
民生委員・児童委員（主任児童委員含む）	52人
身体障害者相談員	3人
知的障害者相談員	1人
保護司	14人
老人クラブ会員	1,295人
シルバー人材センター会員数	164人
認知症サポーター数	3,478人
赤十字奉仕団員	24人
消防団員	462人
自主防災組織数	22組織
保健師（保健福祉課）	9人
精神保健福祉士（ 〃 ）	1人
社会福祉士（ 〃 ）	1人
主任介護支援専門員（ 〃 ）	1人

2) 保健・医療・福祉等の施設・機関など

ア. 医療機関等

病院 診療所等	<ul style="list-style-type: none"> ・国保野上厚生総合病院（認知症疾患医療センター） ・岩橋医院きみのファミリークリニック ・谷田クリニック ・みぞばたクリニック ・にしもと内科クリニック ・真国診療所 ・細野診療所 ・長谷毛原診療所 ・国吉診療所 ・吉村皮膚科野上分院 ・西田歯科医院 ・吉村歯科診療所 ・河野歯科 ・マエダ薬局 ・薬局天狗堂 ・生石薬局 ・日本調剤紀美野薬局 ・日本調剤小畑薬局
------------	--

イ. 高齢者向け入所施設・事業所等

施設サー ビス	介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームやすらぎ園 ・特別養護老人ホーム美里園
	介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設天寿苑
施設密着 型サービ ス	小規模多機能型居 宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能ホームぽっかぽか ・モモ
	認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ラフェスタ紀美野 ・グループホーム美里園

在宅サービス事業所	居宅介護支援 (ケアマネージャー)	<ul style="list-style-type: none"> ・紀美野町社会福祉協議会紀美野居宅介護支援事業所 ・国保野上厚生総合病院 ・天寿苑指定居宅支援事業所 ・ケアプランセンターうらら ・たんぼぼ居宅介護支援事業所 ・美里園指定居宅介護支援事業所 ・居宅介護支援事業所 万寿
	訪問介護 (ヘルパー)	<ul style="list-style-type: none"> ・紀美野町社会福祉協議会紀美野訪問介護事業所 ・ヘルパーステーションたんぼぼ ・美里園ホームヘルパーステーション
	通所介護 (デイサービス) 通所リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・紀美野町社会福祉協議会通所介護事業所 ・美里園デイサービス事業所 ・デイサービスモモ ・老人保健施設天寿苑
	訪問リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・国保野上厚生総合病院 ・老人保健施設天寿苑
	訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> ・のかみ訪問看護ステーション ・訪問看護ステーション Hanako
	居宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> ・日本調剤紀美野薬局 ・日本調剤小畑薬局
	福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉用具ユーミイ

ウ. 障害者福祉関係施設

就労継続支援B型施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ひかり作業所
グループホーム(共同生活援助)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームぬくもり
相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・国保野上厚生総合病院指定相談支援事業所

エ. 子育て関係施設

こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・きみのこども園 ・こうのこども園
こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・紀美野町こども家庭支援センター
子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・紀美野町子育て支援センター
学童保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・野上学童保育所 ・下神野学童保育所
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・中央児童館 ・吉見児童館
ふれあいルーム (放課後子ども教室推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館ふれあいルーム ・文化センターふれあいルーム
こども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・キミノコドモ食堂 (キノコ食堂)

オ. 教育機関

小学校	・野上小学校 ・小川小学校 ・下神野小学校
中学校	・野上中学校 ・美里中学校
高等学校	・海南高等学校大成校舎 ・海南高等学校美里分校 ・慶風高等学校 ・りら創造芸術高等学校
専門学校	・国保野上厚生総合病院附属看護専門学校

カ. その他

ひきこもり支援施設	・ゲストハウスのぞみ
地域交流施設	・ふれあい広場紀美野

3) 町の拠点となる施設・機関など

区 分		設置数
区長会		65地区
集会所		70か所
地域包括支援センター		1か所
総合福祉センター		1か所
公民館		3か所
文化センター		1か所
天文台		1か所
体育施設		5か所
公園等		5か所
災害時の 避難所	指定避難所	49か所
	福祉避難所	(町内) 3か所

4) 地域サロンの状況

地区	サロン名		活動場所
下佐々	1	サクラ会	河南集会所
	2	たんぼぼ会	下佐々コミュニティーセンター
	3	チィチィパツパ	下佐々東中町集会所
	4	下佐々なかよし会	新生町集会所・中央児童館
吉見	5	吉見おきらく会	吉見集会所
動木	6	芝崎サロン	芝崎集会所
	7	シクラメンの会	動木本郷集会所
	8	もみじ会	平集会所
	9	山畑サロン	山畑集会所
	10	グリーンクラブ	緑ヶ丘集会所
	11	サロンまがりや	動木集会所

地区	サロン名		活動場所
小畑	12	サロンぬくもり	野上厚生病院福祉ホーム ぬくもり
柴目	13	柴目サロン	柴目集会所
長谷	14	サロン楽笑	長谷集会所
吉野	15	吉野ハッピーサロン	吉野集会所・吉野西集会所
福井	16	福井サロン	福井集会所
奥佐々	17	やまなみサロン	小川地区公民館
	18	奥華サロン	奥佐々集会所
松瀬	19	ひだまりサロン	松瀬集会所
西野	20	サロンにじの里	旧志賀野小学校グラウンド内 元倉庫
東野	21	コスモス会	東野集会所
国木原	22	国木原サロン	国木原集会所
福田	23	いきいきふくだサロン	福田集会所
神野市場	24	いちばふれあいサロン	神野市場交流ふれあいセンター
野中	25	野中ふれあいサロン	野中集会所
安井	26	安井サロン	安井集会所
樋下	27	ひのしたサロン	樋下高齢者ふれあい憩いの家
永谷	28	サロン柿の実	永谷集会所
上ヶ井	29	サロンあげい	上ヶ井高齢者ふれあい憩いの家
大角	30	大角サロン	大角集会所
鎌滝	31	フレッシュ会	自然体験世代交流センター
田	32	将軍ざくらの会	国吉多目的集会所
毛原下	33	ほたるの里	毛原下集会所
毛原宮	34	憩いの家毛原サロン	長谷毛原けんこうセンター
毛原上	35	おしゃべりサロン	毛原上集会所
長谷宮	36	和みの会	長谷宮集落センター
井堰	37	サロン満月	井堰集会所
真国宮	38	ゆずの会	真国区民センター
花野原	39	サロンけやき	上真国多目的集会所

第3章 計画の基本的な考え方

1. 紀美野町が目指す地域福祉像

これまで本計画は、本町の最上位計画である「紀美野町長期総合計画」に掲げる将来像の達成に向け、第1次計画から第4次計画と施策の展開を図ってきました。

「第2次紀美野町長期総合計画」で掲げられた目指すべき紀美野町の将来像「“空・山・川のふれあいのある美しいふるさと～住民活力でつくるまちづくり～」の実現を目指し、住民生活の福祉向上のための施策を位置づけ推進していきます。

2. 計画の基本理念

これまで本計画では、第4次きみのいきいき行動計画（紀美野町地域福祉計画）で掲げた基本理念である「みんなで支え合い、助け合い 一人ひとりが輝いて暮らせるまち紀美野町」を基に施策の推進を図ってきました。本計画においてもこの基本理念を踏襲し、引き続き実現に向けた取組を推進します。

【基本理念】

「みんなで支え合い、助け合い
一人ひとりが輝いて暮らせるまち紀美野町」

誰もが安心して生涯を元気でいきいきと暮らし続けていくことを望んでいます。すべての住民が安心して充実した生活を送り、健康でいきいきと暮らすことができる地域社会を構築していくことが地域福祉の基本的な目標です。

地域福祉計画の対象は特定の住民ではなく、すべての住民です。誰もが地域住民みんなの支え合いと助け合いにより、地域社会の中で、孤立することのない社会が理想です。そして、住民一人ひとりの人権が尊重され、自己の意思に基づき、住み慣れた家庭と地域で生きがいを実感でき、地域に誇りと愛着をもって暮らせるまちを地域福祉計画の中で目指していきます。

地域福祉が目標とする福祉社会は、人権尊重とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の理念に基づき、住民の主体的な参加を基盤として、一人ひとりの生涯にわたる生活を総合的に支える仕組みを、地域において、公私協働の実践を通して実現できるものです。そして、そのためには、多くの住民が地域福祉実現のために、何らかの形で関わっていくことが極めて重要になってきます。このような地域福祉に関する基本的な目標を実現し、紀美野町のさまざまな課題の解消に取り組みます。

3. 基本目標

紀美野町の地域福祉を取り巻く現状や課題をふまえ、基本理念の実現に向けた基本目標として、以下の3つの柱を設定し、さまざまな取組の展開を図ります。

【基本理念】

みんなで支え合い、助け合い

一人ひとりが輝いて暮らせるまち紀美野町

【基本目

結びつき・支え合いの
地域づくり

安全・安心の
仕組みづくり

自立を支える
まちづくり

【主要施

1. 地域福祉の支え手の育成
2. 地域福祉に関わる団体との協働
3. 地域でつくる交流の場づくり
4. サロン活動等の通いの場の充実

1. 情報提供・相談体制の充実
2. 各種福祉サービスの適切な利用の支援
3. 災害に備えた支援体制づくり
4. こどもや高齢者、障害者などの見守り
5. 権利擁護の推進

1. 生きがいつくりと連携体制の充実
2. 移動手段の確保
3. ソーシャル・インクルージョンの実現を目指した取組の推進
4. 思いやりの心を育む環境づくり
5. 生活困窮者等の自立への支援

第4章 施策の展開

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

さらに、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指す『地域共生社会』の実現に向けた取り組みが重要です。

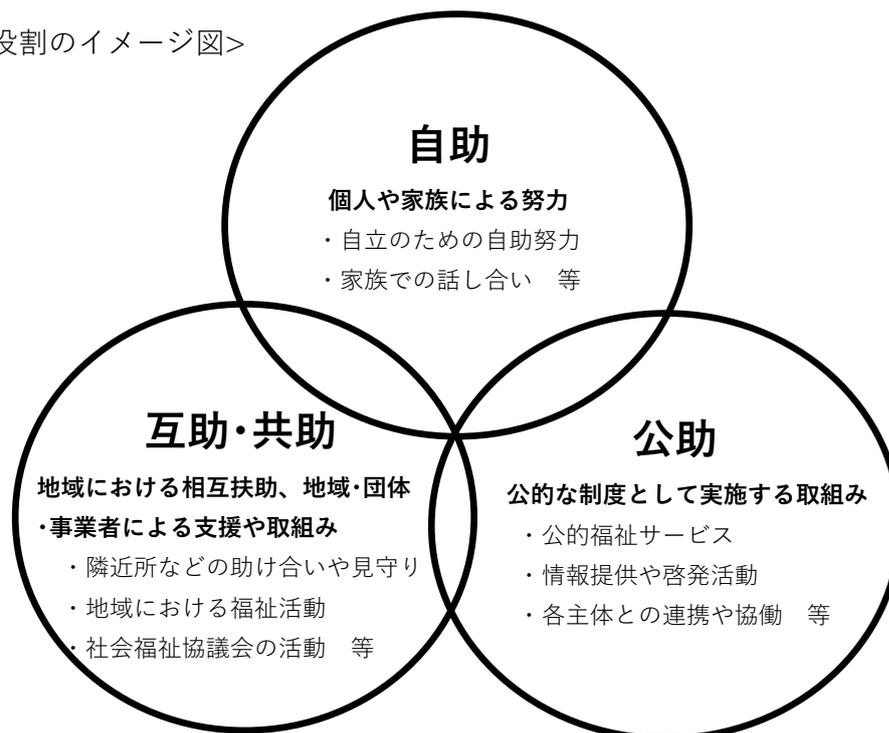
そのためには、様々な生活課題について、住民一人ひとりや家族による努力（自助）、地域における相互扶助や地域活動団体による取組み（互助・共助）、行政などによる公的な制度として実施する取組み（公助）の連携によって、お互いに力を合わせる関係をつくり、地域福祉を推進していくことが重要です。

個人や家族で対応する「自助」では解決することができない課題や困難に直面したときは、地域における住民同士が支えあい・助けあう「互助・共助」が重要になります。さらに、「互助・共助」でも解決できないような課題に対しては、「公助」にあたる行政などが提供する公的支援などで解決する仕組みが必要になります。

また、身近な地域におけるニーズが多様化している中、住民の支えあいでしか解決できない問題に取り組む「互助・共助」は地域福祉の重要なポイントであり、住民やボランティア等が自主的な活動を行うことが求められています。

このようなことから、本計画では、自助として<個人や家族の行動>、互助・共助として<地域・団体・事業者などの行動>、公助として<行政の行動>の3つに区分し、地域福祉の推進に向けた取り組みを明確にしました。

<連携による役割のイメージ図>



基本目標 1 結びつき・支え合いの地域づくり

地域で暮らしていくためには、個人の自立とともに、お互いの支え合いや助け合いが必要です。

ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの養成を行うとともに、住民相互の支え合い活動を促進し、区長会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体などの各種団体や社会福祉協議会などとの連携により、住みやすい隣近所関係を築くために、「結びつき・支え合いの地域づくり」を推進します。

1. 地域福祉の支え手の育成

安心して生活できる地域づくりに必要なことの一つとして支え合い・助け合い活動の推進が挙げられます。

住みよい地域づくりを目指した各種の事業や活動への参加により、支え合い・助け合いの心が育まれることから、社会のために自分ができることの第一歩としてボランティア活動に取り組むなど、地域の福祉活動を支える人づくりを進める必要があります。

そのためには、社会福祉協議会と連携して、ボランティアに関して、わかり易く役立つ情報提供、広報活動を行い、ボランティア団体の育成と会員数の増加を図っていきます。

<個人や家庭の行動>

- ◇地域の活動に積極的に参加し、地域福祉の必要性について理解を深めましょう。
- ◇自分の持っている知識や技術を地域活動に活かしましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇地域福祉を社会全体で支えるためにもさまざまな活動への参加を促進し、また、参加しやすい環境づくりを行い、支え手の発掘、育成につなげましょう。
- ◇定年退職者など、知識や経験・技術を持っている人たちに、地域福祉の支え手として積極的に協力してもらいましょう。

<行政の行動>

- ◇地域福祉についての住民の理解促進を図り、地域福祉の支え手の確保に努めます。
- ◇社会福祉協議会等と連携し、ボランティア団体や地域の福祉団体を支援します。

■数値目標

指 標	現状値 (R4)	目標値 (R11)
ボランティア団体会員数※	16団体 185人	20団体 225人

※紀美野町ボランティア連絡協議会加盟団体、会員数

2. 地域福祉に関わる団体との協働

地域福祉に関わる団体は、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに役立つ活動を行っています。これらの団体と協働し、地域福祉に関わる人たちの育成を支援し、福祉のまちづくりを推進していかなければなりません。

特に社会福祉協議会は、住民参加によるさまざまな福祉活動の支援や、在宅福祉サービス、福祉サービス利用の支援など地域福祉の中核的な存在として事業を展開しています。今後、更に地域福祉を推進していくためには、社会福祉協議会が大きな役割を担っているとともに、行政との協働による取組が重要です。

また、地域には自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど各種団体や個人がより良い地域づくりを目指して活動しています。

今後も、社会福祉協議会や各種団体による更なる地域福祉活動の充実と推進を図ることが必要です。

<個人や家庭の行動>

- ◇地域福祉に取り組む団体の活動内容を知りましょう。
- ◇社会福祉協議会をはじめとした各種団体など、地域福祉活動を推進する団体に取り組む地域福祉活動に積極的に参加しましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇積極的な広報活動を実施することにより、住民の参加を促進しましょう。
- ◇更なる地域福祉活動の充実を図りましょう。

<行政の行動>

- ◇町全域で、社会福祉協議会や各種団体など、地域福祉活動を推進する団体の活動を支援します。
- ◇地域福祉に関わる団体と協働して、地域福祉を支える人材の育成を支援します。

3. 地域でつくる交流の場づくり

住民の中には、地域との接点が少なく地域の中に溶け込むことができない人もいます。誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域社会をつくるには、お互いの顔が見える関係を築くことが重要です。

そのためには、気軽に参加できる機会が地域で開かれ、それをきっかけとして交流を深め、誰もが地域とつながり、住み続けられるための環境づくりが必要です。

また、様々な理由により必要なサービスの利用や支援に結びついていない人については、困りごとが表面化したときに状態が重度化し、課題が複雑化することが考えられるため、身近な地域での見守り・声かけ等、地域福祉活動を通じて、できる限り早い段階からの把握と支援につなげる体制づくりが求められます。

<個人や家庭の行動>

- ◇ご近所の方と「あいさつ」をしましょう。
- ◇地域には、地域を良くするためのさまざまな行事や活動が行われています。家族や隣近所の方と誘いあって、地域活動に気軽に参加してみましょう。
- ◇地域の一員として自分は何ができるか考えてみましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇見守りボランティアや民生委員・児童委員等により、近所での声かけや見守りをしましょう。
- ◇誰もが気兼ねなく地域活動に参加できる雰囲気づくりに努めましょう。
- ◇地域の交流を目的とした行事など実施してみましょう。
- ◇地域の団体や事業所などに協力を要請し、一緒に活動してみましょう。

<行政の行動>

- ◇学校、企業、団体等への働きかけにより、若者をはじめ全ての人が地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。
- ◇地域の交流行事を広報していくとともに、地域の交流の企画について支援を図り、地域の人が顔が合わせることができる機会を増やします。

4. サロン活動等の通いの場の充実

地域サロン活動をはじめとする通いの場は、住み慣れた地域の住民同士が気軽に楽しく集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる活動です。

地域の健康づくりや介護予防の拠点となっており、ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者など寂しさや不安を持つ人にとって、地域の人たちとの「ふれあい」や「生きがい」の場となっています。

今後も、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、すべての人が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるよう、各地域において地域サロン活動をはじめとする通いの場の活動が更に活発化するよう支援するとともに、地域活動の支え手や後継者の育成を図る必要があります。

<個人や家庭の行動>

- ◇地域の交流の場として通いの場に参加してみましょう。
- ◇通いの場の活動を活性化するため企画を提案してみましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇地域で通いの場への参加を促しましょう。
- ◇地域活動の支え手として地域全体で考えてみましょう。

<行政の行動>

- ◇関係団体等と連携し、地域サロン活動をはじめとする通いの場の活動を支援し充実と拡大を図ります。
- ◇通いの場の活動について、効果的な情報発信を行い、利用促進を図るとともに、地域活動の支え手や後継者育成に努めます。
- ◇高齢者などが通いの場の活動を通じて取り組む健康づくりや介護予防、生きがいづくりを支援し元気な高齢者の増加を図ります。
- ◇通いの場が地域ネットワークの核となるよう地域連携を推進するとともに、多様な形態の通いの場の育成に努めます。

■数値目標

指 標	現状値 (R4)	目標値 (R11)
地域サロン登録者割合 (登録者数/65歳以上人口)	21.3%	25.0%

基本目標 2 安全・安心の仕組みづくり

地域で生活する住民にとって、福祉に関するニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。

相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、情報公開体制の充実を図ります。

また、災害に備えた防災施策の充実を図るとともに、地域において、こどもから高齢者まで見守ることのできる体制づくりや地域ぐるみの防犯・防災活動を推進し、「安全・安心の仕組みづくり」に取り組みます。

1. 情報提供・相談体制の充実

福祉サービスのニーズが多様化する中で、必要な情報が必要な人にとって入手しやすいよう、適切で効果的な情報提供が求められています。

また、様々な困難を抱える人が、町の相談窓口や身近な関係機関、地域の人などに気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。

<個人や家庭の行動>

- ◇地域で相談できる人を見つけておきましょう。
- ◇困りごとや悩みなどは、一人で抱え込まずに、町の相談窓口や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などへ気軽に相談しましょう。
- ◇町や社会福祉協議会などの福祉に関する情報やサービス内容などに関心を持ち、広報紙やホームページ等により様々な情報の把握に努めましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇福祉サービス等の情報について、必要とする人にわかりやすく情報の提供を行いましょう。
- ◇地域の人からの相談に対し、地域全体で取り組む仕組みを検討し構築していきましょう。

<行政の行動>

- ◇身近な地域で、さまざまな相談ができる体制づくりに取り組みます。
- ◇相談機関や地域の相談窓口について、住民に周知するとともに利用促進を図ります。
- ◇住民が地域活動への理解を深め、気軽に参加できるよう積極的な情報提供や意識啓発を図ります。

2. 各種福祉サービスの適切な利用の支援

健康づくりや疾病予防から、医療、リハビリテーション、介護へと連なる福祉サービスは多様化しており、利用者にあった適切なサービスの利用を促進する必要があります。

多様化する福祉サービスのニーズに対してきめ細やかに対応するため、サービス事業者等と連携したサービスの量や質の確保・向上を図るとともに、各関係機関が連携し、安心して利用できる福祉サービスの充実を図る体制づくりが必要です。

<個人や家庭の行動>

◇行政やサービスを提供する事業者などに対し、サービスについての意見や要望などを積極的に伝えましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

◇サービス利用者の意見を聞き、より良いサービスの提供に努めましょう。

◇サービス従事者に対する研修やサービスの評価を行い、技術の向上と資質向上を図りましょう。

<行政の行動>

◇「きみの長寿プラン」「障害者基本計画」「きみのこどもプラン」などの分野別の福祉計画に基づき、サービス事業者などと連携することにより、基盤整備を進めます。

◇福祉サービス等について、ホームページ等を活用し分かりやすい情報提供に努めます。

◇利用者、事業者、行政が連携し、利用者自身が安心して選択し、利用できる福祉サービスの質の向上と量の確保を進めます。

3. 災害に備えた支援体制づくり

近年、地震や台風、線状降水帯による豪雨災害などの大規模な自然災害が頻発しており、特に平成23年に発生した東日本大震災や平成28年に発生した熊本地震、令和6年能登半島地震などはまだ記憶に新しいところです。政府の地震調査委員会によれば、今後30年以内に70～80%の確率で南海トラフ地震の発生も予測されており、住民の防災への意識は高まっています。

災害時の助け合い活動が実際に実を結ぶものとなるためには、住民一人ひとりが日頃から「自分の身は自分で守る」という心構えと、災害が起きても対応できる備えを地域ぐるみで考え支援体制をつくるのが大切です。

<個人や家庭の行動>

◇いざという時のために、災害時の対応を家族で話し合い、連絡方法、防災用品の備蓄、避難場所や避難経路、家のまわりの危険箇所の確認など普段から備えておきましょう。

◇気象庁ホームページや和歌山県防災ポータルサイト、「きみのナビ」や「きみのFM88ラジオ局」など、防災情報を扱うホームページ等を手持ちのスマートフォンなどで閲覧し、日頃から情報の入手方法について確認しておきましょう。

◇地域で取り組む防災訓練などに積極的に参加しましょう。

◇災害時にはできる範囲で隣近所に声をかけましょう。

◇避難支援が必要な方は、避難行動要支援者名簿に登録しましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

◇平常時から声をかけ合い、緊急時・災害時に協力し合える関係づくりに努めましょう。

- ◇地域で災害に備えた支え合い体制の確立や自主防災組織の充実を図りましょう。
- ◇地域の危険箇所や避難場所、避難経路など日頃から点検しましょう。
- ◇実践的な防災訓練を定期的実施しましょう。
- ◇避難行動要支援者名簿を活用し、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などと協力して日頃から支援活動の取り組みを行いましょう。

<行政の行動>

- ◇災害時に迅速かつ的確に対応するため、防災体制の充実を図ります。
- ◇紀美野町地域防災計画などに基づき、自主防災組織の育成や防災対策などを推進します。
- ◇学校と連携して防災訓練や防災教育の充実を図ります。
- ◇地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。
- ◇自主防災組織や民生委員・児童委員などと連携し、避難行動要支援者情報の把握を徹底します。また、避難行動要支援者の避難支援者などへの情報提供に未同意の人には、同意取得へ継続して働きかけを行います。
- ◇住民に対して避難行動要支援者名簿の制度について理解促進と活用の周知を図るとともに、避難行動要支援者名簿を地域の支援者などと共有し、災害時の支援体制づくりを進めるとともに日頃の見守り活動等への活用を図ります。
- ◇個別避難計画の策定を進めます。
- ◇住民に対して避難行動要支援者名簿の制度について理解促進と活用の周知を図ります。
- ◇災害に備えた避難行動要支援者への支援体制を地域や関係機関と連携し推進します。

■数値目標

指 標	現状値 (R4)	目標値 (R11)
個別避難計画の策定率	58.5%	75.0%

※策定率：名簿に記載又は記録された避難行動要支援者数／個別避難計画の策定済数

4. こどもや高齢者、障害者などの見守り

こどもはまちのたからものです。さまざまな子育て支援のサービスの充実と併せて、こどもたちが健やかに育つよう、公民館などを活用した居場所づくりや見守り活動など、日頃から地域全体で支える体制づくりが必要です。

また、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中ひとり暮らしになる高齢者などが増加しており、近年では、高齢者の孤独死や高齢者虐待・児童虐待、悪質商法、権利侵害、児童の貧困、ヤングケアラーなど、目が届きにくい深刻な問題も発生しています。

地域の見守り活動は、高齢者の安否確認、こどもの交通安全や犯罪防止、障害のある人の安全確保などさまざまな役割を担っており、誰もが安心して生活を送るためには、ますます重要になってきています。

より身近な地域の関係者が連携しながら、支援の必要な人を把握し、協力していく地域の新たな支え合い体制づくりが必要とされています。そのためには、個人情報に留意しながら

必要な人に必要な情報や支援が届くような仕組みづくりが重要となります。

<個人や家庭の行動>

- ◇地域の方への安否確認や声かけを心がけましょう。
- ◇身近な地域での見守り活動に積極的に参加しましょう。
- ◇ひとり暮らし高齢者の方は、長期間留守となる場合、近所の方にひと声かけましょう。
- ◇離れて住む家族に電話やメールで連絡する習慣をつけましょう。また、必要な場合は、離れて住む家族から近所の方に見守りの依頼をしましょう。
- ◇支援の必要な方がいる場合、地域の関係機関、団体や行政へ連絡しましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇住民が安心して暮らせるための見守り活動を充実させ、住民の見守りに対する啓発に取り組みましょう。
- ◇各地域で地域福祉活動を行っている団体などが連携し、地域の新たな支え合い体制づくりに取り組みましょう。
- ◇地域の課題や生活の困りごとに対し、話し合う機会をつくりましょう。
- ◇地域で見守りが必要な方の把握に努めましょう。

<行政の行動>

- ◇高齢者などの見守り活動に対する理解を深めていくための啓発やひとり暮らしの高齢者などへの対策に取り組みます。
- ◇子どもや高齢者、女性などに対する虐待や犯罪などから守るとともに、早期発見や問題解決のための活動に努めます。

■数値目標

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
認知症サポーター数	3,478人	4,000人

5. 権利擁護の推進

認知症や障害者が、地域で安心して生活できるように支援する制度として、「福祉サービス利用援助事業」及び「成年後見制度」があります。

複雑かつ多様化する各種サービスを上手に利用できないことから身の回りのことが十分できなかったり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えていたりする人も増えてきています。

「福祉サービス利用援助事業」は、このような不安をなくして、誰もが地域で生き生きと安心して暮らせるよう支援する福祉サービスです。また、「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人について、成年後見人等が本人に代わり財産管理や身上保護を行うことで、本人

の権利を守り、安心して生活できるように支援する制度です。

今後、ますますその重要性が高まるものと予測され、制度の内容について、住民へのさらなる周知と支え手の育成に取り組む必要があります。

<個人や家庭の行動>

- ◇お互いの考えを尊重し、支え合い、助け合いましょう。
- ◇認知症、若年性認知症、高次脳機能障害などについて理解を深めましょう。
- ◇金銭及び財産管理について不安な場合は、社会福祉協議会や地域包括支援センターに相談しましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇地域の高齢者などが集まる場所で、制度について情報提供しましょう。
- ◇認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。

<行政の行動>

- ◇福祉サービスの利用者が、安心して適切にサービスを受けることができるよう、利用者の立場を尊重して利用者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する普及啓発や成年後見制度など相談窓口、利用支援の充実に努めます。
- ◇広報や相談支援の場などにおいて、制度の普及啓発を図ります。

基本目標3 自立を支えるまちづくり

高齢化の進行とともに、医療費や介護負担の増大などが大きな社会問題となっています。食事や運動などの生活習慣の改善を図るなど、住民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組むことができるよう普及・啓発を進めるとともに、保健・医療・介護・福祉などのネットワーク化により連携体制の充実を目指します。

また、誰もが社会に参画する機会を持ち、排除されない社会、すなわちソーシャル・インクルージョンの社会を目指していくことが大切です。

安全・安心な生活環境の整備をはじめ、各種サービスや買い物・病院などへ行くための移動手段の確保を図るとともに、公共施設等におけるバリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

さらには、問題を複合的に抱える生活困窮者に対して生活保護に至る前の段階から、地域との連携により包括的に支援する体制の構築に取り組み、「自立を支えるまちづくり」を推進します。

1. 生きがいつくりと連携体制の充実

心身ともに健康な状態を保ち自立した生活を送ることは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分のこころと体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取組をより一層充実させていくことが重要であるとともに、高齢者や障害のある人の生きがいつくりや社会参加の機会を拡大し、スポーツ・レクリエーション活動や、地域活動、就労などの機会や場の拡大を図っていく必要があります。

また、誰もが住み慣れた地域でそれぞれの症状に応じた適切な医療が受けられ、安心して生活を送るためには、地域の医療体制の維持充実とともに、保健・医療・介護・福祉の一体的なサービス提供体制の確立と、各関係機関における連携強化を図っていく必要があります。

<個人や家庭の行動>

- ◇日頃から健康増進や疾病予防の取組について関心を持ち、生活習慣病の早期発見や予防を目的とした特定健診やがん検診を積極的に受けましょう。
- ◇健康づくりや介護予防のため、スポーツやレクリエーションなど積極的に参加しましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇シルバー人材センター等への支援と高齢者の就労の促進を図りましょう。
- ◇障害のある人への就労と社会参加の促進を図りましょう。

<行政の行動>

- ◇利用者の状況に応じて、各種サービスが適切に受けられるよう保健・医療・介護・福祉などのネットワーク化により、地域包括ケアシステムの深化、推進と共生社会の実現を図るとともに地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

◇高齢者や障害のある人等の生きがい対策や就労支援のため、シルバー人材センター、ハローワーク等の関係機関と連携し推進します。

2. 移動手段の確保

本町の現状として、自宅からバス停までの距離が離れている、バスの便数が少ないなど、公共交通機関の利用が困難な地域があります。

本町においては、コミュニティバスの運行やタクシー・バス助成券の交付など支援を行っていますが、今後も、流通機能や交通網の弱体化とともに、病院等への通院や食料品などの日常の買い物など困難な状態におかれている方々への支援を検討していく必要があります。

<個人や家庭の行動>

◇高齢化等により交通に不便を感じる方が増加しています。買い物や病院等に行かれる際、ご近所・親戚・友人等で声かけするなど、助け合いの気持ちを持ちましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

◇各地域において、公共交通の利用が困難な場所や交通弱者に対する対策を考えましょう。
◇ボランティア移送サービスの導入等、地域で検討してみましょう。

<行政の行動>

◇各地域のニーズにあった移動手段、交通手段の確保などの方策を検討します。
◇高齢者や障害のある人などが安心して移動ができるような移動手段の充実を目指します。
◇移動販売や訪問販売等の買い物弱者への支援を図ります。
◇ボランティア移送サービスの導入による移動支援など地域ぐるみの取り組みを支援します。

3. ソーシャル・インクルージョンの実現を目指した取組の推進

これからの社会には、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、すべての町民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することが大切です。本町に住む町民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができ、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン：社会的包摂）の実現を目指していくことが重要です。

<個人や家庭の行動>

◇地域で行われる身近な道路などの環境美化活動に参加しましょう。
◇日常生活においても、ユニバーサルデザインについて考えてみましょう。
◇困っている人がいたら手伝ってあげるなど、人に対する思いやりの気持ちを表しましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇地域内の危険箇所（道路や崖等）の把握や、生活課題の解決など、地域でできることは進んで行いましょう。
- ◇民間施設についても、ユニバーサルデザインの考えを取り入れましょう。

<行政の行動>

- ◇公共施設などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指し、バリアフリー化を推進していきます。
- ◇道路などの危険箇所については、地域との協働により整備を検討します。
- ◇障害のある人が施設や病院から円滑に地域生活への移行を行うことができるよう、住民の障害に対する正しい理解を促進します。

4. 思いやりの心を育む環境づくり

地域には、子どもや高齢者、障害のある人などさまざまな人が暮らしています。地域のすべての人が地域の一員としてその人らしく、いきいきと暮らしていくためには、一人ひとりを仲間として認識し、支え合い、助け合いの意識を育むとともに、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、「福祉教育」は特別なことではなく、一人ひとりにとって身近な存在であることを認識し、広めていく必要があります。

<個人や家庭の行動>

- ◇福祉や人権などに関わる問題や課題を正しく理解するため、福祉体験学習やボランティア活動、福祉に関する講座など積極的に参加しましょう。
- ◇障害の有無や年齢・性別、国籍などに関係なく個人の尊厳とすべての人が平等であることを理解し、お互いを尊重しましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇地域や学校において、高齢者や障害者のある人との交流、ボランティア活動などの機会を提供し、地域福祉について理解を深めることができるよう努めましょう。
- ◇次代の福祉活動の支え手となる人材育成を、地域全体で取り組みましょう。

<行政の行動>

- ◇学校教育や社会福祉協議会活動などを通じた福祉教育の推進を図ります。
- ◇福祉や人権について正しい知識を身につけるため、社会福祉制度の情報を広報誌やホームページなどで発信し、より一層の周知に努めます。

5. 生活困窮者等の自立への支援

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。これにより、障害や病気、介護問題、育児負担、多重債務、失業など多様な理由により生活に困窮する人を、行政と相談支援、就労支援、子育て支援などの専門機関と地域の連携により、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う体制の拡充が求められています。

問題を複合的に抱える生活困窮者に対して、個々の状況に応じた就労支援や生活支援などを、地域との連携により包括的に提供し、課題が複雑化する前に早期自立を促進することが重要です。

<個人や家庭の行動>

- ◇悩みや不安などを抱え込まずに、生活困窮に至る前に、地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政などへ相談しましょう。
- ◇身近に生活に困っている人がいたら、自分ができる日常生活の手助けを行い、できないことは行政や専門機関につなげましょう。

<地域・団体・事業者などの行動>

- ◇日頃の見守りや地域活動などを通して生活困窮者の発見に努めましょう。
- ◇住民同士の連携を深め、身近な相談窓口などの情報を提供しましょう。
- ◇生活困窮者の社会参加の第一歩として、地域の通いの場など住民が集まる場への参加を呼びかけましょう。
- ◇生活困窮者を把握した時には、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支え合いましょう。

<行政の行動>

- ◇生活困窮者の生活が安定し、安心して暮らせるよう、関係機関と連携し、自立を促進するための包括的な支援を推進します。
- ◇生活困窮者の実態と課題の把握・分析を行い、支援の充実を図ります。
- ◇支援が必要な人を早期に発見できるよう、住民や関係機関からの情報収集を図ります。

第5章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

(1) 地域住民への意識啓発と情報共有

住民と行政の協働による地域福祉を推進するためには、お互いが情報を共有し、より相互の関係強化と理解を深めていく必要があります。

そのためには、地域福祉に関する情報を町の広報誌やホームページなどの多様な媒体を活用し、広く住民に周知し、意識の啓発や地域福祉活動への参画を図ります。

また、行政は地域福祉の充実に関わるさまざまな意見の集約に努めるなど、住民との情報交流を推進します。

(2) 新たな取組への支援

地域福祉を推進する団体、各種福祉サービス提供事業所、ボランティアなどの地域での主体的な活動の活性化を推進するため、地域福祉活動に関する新たな取組を積極的に推進します。

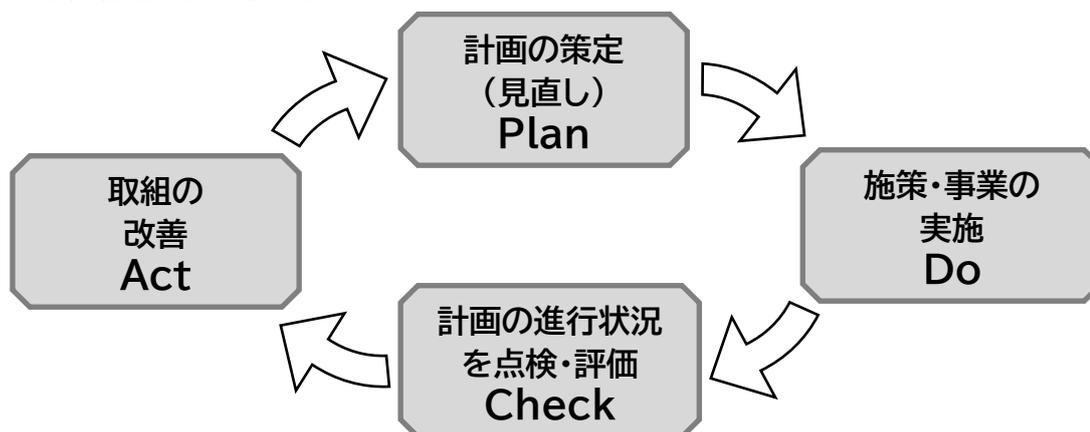
(3) 福祉関係団体等との連携

計画の実現に向け、地域福祉を推進するうえで中核的な団体である社会福祉協議会を中心に、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティア団体等の連携強化に努め、福祉関係者の情報交流、技術の向上、各団体が有する技術や資源の相互利用を図り、課題解決に取り組みます。

(4) 計画の進行管理について

本計画は、地域福祉活動を推進するために、町民、地域、団体、事業者、行政等が連携し、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、定期的にその進捗を把握し、分析・評価する体制を整備し、進行管理に努めます。



2. 関係機関における計画推進体制の充実

(1) 関係機関の連携強化

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針となるため、行政の関係機関による横断的な連携や調整機能を強化していく必要があります。

このため、関係機関は、個人情報保護に十分配慮したうえで地域福祉に係る情報の共有を密に行い総合的推進体制の充実に努めます。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な福祉団体として位置づけられていることから、行政と社会福祉協議会との間においても地域福祉に係る情報の共有を図り、地域福祉の推進に向けて、より一層の連携強化を進めます。

(2) 個別計画への反映

行政が策定する各個別計画に示されている施策・事業については、地域福祉計画との整合性を図りながら推進していくとともに、今後の個別計画の見直し時において、地域福祉計画の内容を反映させていきます。

第6章 紀美野町成年後見制度利用促進基本計画（第1期）

1. 計画策定の目的・位置づけ

（1）基本計画の目的

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由により、物事を判断することに難しさや不安のある人が、その人らしく安心して日常生活が営めるように、本人の権利を守る成年後見人等を選び、その成年後見人等が身上保護（住まい・医療・介護などのさまざまなことに関する選択や決定の支援、必要な手続きなど）や財産管理（本人の預貯金や不動産などを安全に管理し、利用または処分するなど）を行うことにより、本人を法律的に支援する制度です。

紀美野町では、権利擁護をはじめ支援を必要とする人に早期に気づき、適切な支援が受けられる体制づくりの推進と、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、紀美野町成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

（2）基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「第5次きみのいきいき行動計画（紀美野町地域福祉計画）」（計画期間：令和6年度から令和11年度）と一体的に連動して取組み、「きみの長寿プラン2024（紀美野町老人福祉計画・介護保険事業計画）」（計画期間：令和6年度から令和8年度）、「第7期紀美野町障害福祉計画及び第3期紀美野町障害児福祉計画」（計画期間：令和6年度から令和8年度）とその他関連計画との整合、連携を図ります。

（3）基本計画の期間

本計画は、「第5次きみのいきいき行動計画（紀美野町地域福祉計画）」とともに策定することから、第1期の計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

2. 成年後見制度利用に関する現状と課題

（1）当町の現状と取組

本町の高齢化率は年々上昇し（5、6ページ参照）、認知症高齢者や単独・夫婦のみの高齢者世帯の増加も避けては通れない状況になっています。また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者も増加傾向にあり（7、8ページ参照）、本人の権利を守る支援（権利擁護支援）が今後ますます求められています。

本町では高齢者・障害者にかかわらず、権利擁護（成年後見制度等）に関する相談窓口を地域包括支援センター（保健福祉課内）に一本化し、対応しています。

◆本町の権利擁護（成年後見制度等）に関する相談件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	5	5	3

※令和5年度は9月末現在

成年後見制度の利用には家庭裁判所への申立てが必要ですが、権利侵害のおそれがある人について、本人や親族等による申立てが望めない場合は、町長による成年後見人等の選任の申立てを実施しています。また、経済的な理由で成年後見制度の利用を諦めることのないよう、申立てにかかる費用や後見人等への報酬費用の助成を行っています。

紀美野町社会福祉協議会では判断能力が不十分な高齢者、知的障害や精神障害のある人に対し、福祉サービスなどについての情報提供や利用のための手続き、公共料金や医療費などの支払を含めた日常のお金の管理を支援する福祉サービス利用援助事業を実施しており、本人の判断能力やニーズなどによって、成年後見制度と福祉サービス利用援助事業のどちらの利用が望ましいかを検討するなど、紀美野町社会福祉協議会と連携し対応しています。

◆本町の成年後見制度「町長申立て」件数 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	1	3	0
障害者	0	0	0
計	1	3	0

※令和5年度は9月末現在

◆福祉サービス利用援助事業利用者数 (人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	4	4	3
障害者	16	15	16
その他	1	1	1
計	21	20	20

紀美野町社会福祉協議会調べ

※令和5年度は9月末現在

◆本町の成年後見制度の利用者数の推移 (人)

	令和3年4月	令和4年4月	令和5年5月
成年後見	17	16	16
保 佐	3	5	5
補 助	0	0	0
任意後見	0	0	0
計	20	21	21

(和歌山家庭裁判所提供資料を基に和歌山県が作成)

(2) 成年後見制度の利用促進にかかる課題

成年後見制度の認知度は、令和元年度に比べやや上昇したものの2割弱に留まっており、認知度は低い状況にあります。また、令和4年度に実施した下記調査では「成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要なこと」として、「身近な相談窓口があること」が31%となっており、相談窓口である地域包括支援センターについて広く知られていない現状がうかがえます。特に権利擁護支援が必要な人は、障害等により自ら声をあげにくい状況にある可能性が高いことから、周囲がそれに気づき、支援につなげる体制づくりが必要です。

◆本町における成年後見制度に関する意識調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

	令和元年度	令和4年度	比較
「成年後見制度の内容まで知っている」と答えた人	16.7%	18.6%	+1.9

※町内にお住まいの65歳以上の人（要介護1～5認定者を除く）を対象に実施

3. 施策・事業

(1) 成年後見制度に関する周知・啓発

チラシや広報誌への掲載などにより、成年後見制度を含めた権利擁護事業の情報を発信し、住民や金融機関等に対し相談窓口の更なる普及と制度の理解を促進します。また権利擁護支援を必要とする人に早期に気づき支援につなぐことができるよう、高齢者や障害者への支援に携わる専門職等に対し権利擁護の視点を深める研修を実施します。

(2) 相談体制と対応力の強化

地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施し、権利擁護に関する相談体制の強化を図ります。また相談内容に応じ、関係機関や専門職、事業所等と連携し、適切な支援につなげます。

(3) 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援を必要とする人を早期に必要な支援につなげられる仕組みづくりの中核となる機関「（中核機関）」の設置に向けた検討を行い、医療・福祉・司法および関係機関等が互いに連携し、適切な制度利用を促進するための地域連携ネットワークの構築をめざします。

(4) 成年後見制度の利用促進

権利侵害のおそれがある人について、本人や親族等が申立てを行うことが難しい場合は、町長による成年後見人等の選任の申立てを実施します。また、経済的な理由で制度の利用を諦めることのないよう、申立てにかかる費用や後見人等への報酬費用の助成も引き続き実施します。

発行:紀美野町役場 保健福祉課
〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408 番地 4
電話 073-489-9960 FAX 073-489-6655

令和6年3月発行